

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部改正新旧対照表

新	旧									
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-2-1 (略)</p> <p>3-2-2 定期点検、受検形態に関する申請書への記入については、電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領によるものとする。</p> <p>3-2-3 (略)</p> <p>3-2-4 (略)</p> <p>3-2-5 (略)</p> <p>3-2-6 (略)</p> <p>3-3～3-4-18 (略)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-17 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <tr> <td>有効期間の満了する日</td> <td>平成 15年3月1日</td> <td></td> <td>平成 16年同左月同左日</td> <td>運輸支局 等名小印</td> </tr> </table>	有効期間の満了する日	平成 15年3月1日		平成 16年同左月同左日	運輸支局 等名小印	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-2-1 (略)</p> <p>3-2-2 (略)</p> <p>3-2-3 (略)</p> <p>3-2-4 (略)</p> <p>3-2-5 (略)</p> <p>3-3～3-4-18 (略)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-17 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <tr> <td>有効期間の満了する日</td> <td>平成14年3月1日</td> </tr> <tr> <td>平成15年同上月同上日</td> <td>運輸支局等名小印</td> </tr> </table>	有効期間の満了する日	平成14年3月1日	平成15年同上月同上日	運輸支局等名小印
有効期間の満了する日	平成 15年3月1日		平成 16年同左月同左日	運輸支局 等名小印						
有効期間の満了する日	平成14年3月1日									
平成15年同上月同上日	運輸支局等名小印									

3-4-19 (略)

記載を要する自動車	記載事項	記載例
≈≈	≈≈	≈≈
19-1. 原動機等の変更が行された自動車であつて、 <u>次の各号によりNOx・PM法特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車</u> <u>(1) 公的試験機関の試験結果</u> <u>(2) 諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であつて、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載された自動車の諸元値</u>	原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合することを確認した旨 NOx・PM法対応変更有	
19-2. (略)	(略)	(略)
20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値	平成10年騒音規制車、 近接排気騒音規制値99dB
≈≈	≈≈	≈≈

3-4-19 (略)

記載を要する自動車	記載事項	記載例
≈≈	≈≈	≈≈
19-1. 原動機等の変更が行された自動車であつて <u>公的試験機関の試験結果</u> によりNOx・PM法特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車	原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合することを <u>証する書面</u> を確認した旨 NOx・PM法対応変更有	
19-2. (略)	(略)	(略)
20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨	平成10年騒音規制車
≈≈	≈≈	≈≈

3-4-20～3-8-7 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号による
よう自動車の使用者を指導するものとする。

- (1) 車室内後写鏡を有する自動車であつては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上
部。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡
に隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置
- (2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあつては、前面ガラスの上部であつて運転者
席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるとき
は、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置
- (3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために
必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要
な視野を妨げるおそれの少ない位置であつて検査標章の文字の識別が可能となる位
置

第4章 (略)

第6章 雜 則

6-1 (略)

6-2 每月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。

6-3～6-7 (略)

6-8 地方運輸局自動車技術安全部技術課は、検査標章必要箱数報告書（第6号様式
による。）により半期終了後20日以内に、自動車交通局技術安全部技術企画課に提
出するものとする。

第5号様式 (別紙参照。)

第6号様式 (別紙参照。)

附 則

この要領は、平成16年1月1日から適用する。

ただし、従前の様式の検査標章を使用した場合は、3-9-1及び6-1は従前の取
扱いによるものとする。

3-4-20～3-8-7 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号による
よう自動車の使用者を指導するものとする。

- (1) 車室内後写鏡を有する自動車であつては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上
部。この場合において、検査標章の色の識別が困難となるときは、車室内後写鏡
に隠れる範囲内において色の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置
- (2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあつては、前面ガラスの上部であつて運転者
席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の色の識別が困難となるとき
は、色の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置
- (3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために
必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要
な視野を妨げるおそれの少ない位置であつて検査標章の色の識別が可能となる位置

第4章 (略)

第6章 雜 則

6-1 (略)

6-2 検査標章の使用枚数については、月々、授受出納簿と業務月報とを照合し、誤
りのないことを確認するものとする。

6-3～6-7 (略)

6-8 地方運輸局長は、検査標章使用枚数報告書（第6号様式による。）により四半
期終了後20日以内に、自動車交通局長に提出するものとする。

第5号様式 (略)

第6号様式 (略)

第5号様式

檢查標章授受出納簿

第6号様式

年 月 日

自動車交通局
技術安全部技術企画課

運輸局自動車技術安全部
技術課

年度 半期検査標章必要箱数報告

注1 使用箱数は当該半期中に交付した総箱数（棄損等で使用不可能になったものを含む。）を記入すること。

2 備考欄には、当該半期中に本省又は他の地方運輸局から管理換えを受けた枚(箱)数及び他の地方運輸局へ管理換えした枚(箱)数を記入すること。

3 1箱は3,000枚とする。